

さいたま市教育委員会会議

(定 例 会)

令和6年9月26日 開催

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和6年9月26日（木）

午後2時00分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 議 事

議案第67号 さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第68号 議決事項の一部変更について（さいたま市立本太中学校（6・7・
8・9・10・18・20・25・33・34棟）リフレッシュ改
修（建築）工事請負契約）

議案第69号 令和6年度さいたま市優秀教職員表彰について 【非公開案件】

議案第70号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会調査専門員の委嘱
について 【非公開案件】

議案第71号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会調査専門員の委嘱
について 【非公開案件】

議案第72号 さいたま市立舘岩少年自然の家運営委員会委員の委嘱及び任命に
ついて 【非公開案件】

4 閉 会

議案第68号

議決事項の一部変更について（さいたま市立本太中学校（6・7・8・9・10・18・20・25・33・34棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約）

議決事項の一部変更（さいたま市立本太中学校（6・7・8・9・10・18・20・25・33・34棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約）について、下記のとおり変更したいので、市長に申出する。

令和6年9月26日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

契約金額中「1,136,879,700円」を「1,174,279,700円」に変更する。

提案理由

令和6年2月議会において議決を得たさいたま市立本太中学校（6・7・8・9・10・18・20・25・33・34棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について（議案第62号）、「さいたま市建設工事請負契約基準約款第26条第6項」に基づき、受注者からインフレスライドによる契約金額変更の請求があったため、当該工事請負契約に係る議決事項のうち、契約金額を増額することに関し市長に申出するものです。

議決事項の一部変更について

(さいたま市立本太中学校(6・7・8・9・10・18・20・25・33・34棟)リフレッシュ改修(建築)工事概要)

- 1 工事名称 さいたま市立本太中学校(6・7・8・9・10・18・20・25・33・34棟)リフレッシュ改修(建築)工事
- 2 工 期 令和6年3月14日から令和7年11月28日
(変更による工期延長なし)
- 3 受 注 者 佐伯工務店・佐伯リフォーム特定共同企業体
- 4 工事概要 さいたま市立本太中学校(6・7・8・9・10・18・20・25・33・34棟)リフレッシュ改修(建築)工事
- 5 変更内容
当初請負金額 1, 136, 879, 700円(税込)…①
変更増減額 37, 400, 000円(税込)…②
変更後請負金額 1, 174, 279, 700円(税込)…①+②
- 6 変更概要 さいたま市立本太中学校(6・7・8・9・10・18・20・25・33・34棟)リフレッシュ改修(建築)工事は、令和6年3月14日に契約を締結し、工事を着手しましたが、「さいたま市建設工事請負契約基準約款第26条第6項」の規定に基づき、受注者よりインフレスライドによる請負代金額変更の請求があったため、当該請負契約に係る議決事項のうち、請負金額を変更するものです。

議案第 6 7 号

さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定を、別紙のとおり市長に申出する。

令和 6 年 9 月 2 6 日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例

さいたま市立学校設置条例（平成１３年さいたま市条例第１１３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																												
別表（第 2 条関係） 小学校	別表（第 2 条関係） 小学校																												
<table><tr><th>名</th><th>称</th><th>位</th><th>置</th></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">さいたま市立美園北 小学校</td><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">さいたま市立大和田 小学校</td><td colspan="2">さいたま市見沼区大 和田町 1 丁目 2 0 0 0 番地</td></tr></table>	名	称	位	置	[略]				さいたま市立美園北 小学校		[略]		さいたま市立大和田 小学校		さいたま市見沼区大 和田町 1 丁目 2 0 0 0 番地		<table><tr><th>名</th><th>称</th><th>位</th><th>置</th></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">さいたま市立美園北 小学校</td><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	名	称	位	置	[略]				さいたま市立美園北 小学校		[略]	
名	称	位	置																										
[略]																													
さいたま市立美園北 小学校		[略]																											
さいたま市立大和田 小学校		さいたま市見沼区大 和田町 1 丁目 2 0 0 0 番地																											
名	称	位	置																										
[略]																													
さいたま市立美園北 小学校		[略]																											
[略]	[略]																												

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

- ・ 大和田地区における土地区画整理事業により見込まれる児童数の増加への対応を図るため、小学校を設置することに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

- ・ 小学校の新設（別表関係）
 - ・ さいたま市立大和田小学校を、見沼区大和田町1丁目2000番地に設置するもの。

（施行期日） 令和8年4月1日